

秋田市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和5年3月6日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで